

平成 14 年度における独立行政法人等情報公開法の施行の状況について

調査の目的

この調査は、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成 13 年法律第 140 号。以下「法」という。）第 25 条の規定に基づき、法の施行の状況を的確に把握し、広く国民に明らかにすることにより、情報公開制度及びその運用に対する正確な理解を深めることを目的として行ったものである。

対象法人

法第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人等のすべて

- 独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人

海員学校、海技大学校、海上技術安全研究所、家畜改良センター、教員研修センター、経済産業研究所、建築研究所、航海訓練所、工業所有権総合情報館、航空宇宙技術研究所、航空大学校、交通安全環境研究所、港湾空港技術研究所、国際農林水産業研究センター、国立オリンピック記念青少年総合センター、国立科学博物館、国立環境研究所、国立健康・栄養研究所、国立公文書館、国立国語研究所、国立少年自然の家、国立女性教育会館、国立青年の家、国立特殊教育総合研究所、国立博物館、国立美術館、さけ・ます資源管理センター、産業安全研究所、産業医学総合研究所、産業技術総合研究所、自動車検査独立行政法人、種苗管理センター、酒類総合研究所、消防研究所、食品総合研究所、森林総合研究所、水産総合研究センター、水産大学校、製品評価技術基盤機構、大学入試センター、駐留軍等労働者労務管理機構、通信総合研究所、電子航法研究所、土木研究所、日本貿易保険、農業環境技術研究所、農業技術研究機構、農業工学研究所、農業者大学校、農業生物資源研究所、農薬検査所、農林水産消費技術センター、肥飼料検査所、物質・材料研究機構、文化財研究所、放射線医学総合研究所、北海道開発土木研究所、防災科学技術研究所、林木育種センター

- 別表第 1 に掲げる法人

奄美群島振興開発基金、医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構、宇宙開発事業団、運輸施設整備事業団、沖縄振興開発金融公庫、海上災害防止センター、海洋科学技術センター、海洋水産資源開発センター、科学技術振興事業団、核燃料サイクル開発機構、簡易保険福祉事業団、環境事業団、関西国際空港株式会社、基盤技術研究促進センター、金属鉱業事業団、空港周辺整備機構、公営企業金融公庫、公害健康被害補償予防協会、国際観光振興会、国際協力銀行、国際協力事業団、国際交流基金、国民生活金融公庫、国民生活センター、雇用・能力開発機構、産業基盤整備基金、自動車安全運転センター、自動車事故対策センター、社会福祉・医療事業団、社会保険診療報酬支払基金、住宅金融公庫、首都高速道路公団、商工組合中央金庫、情報処理振興事業協会、新エネルギー・産業技術総合開発機構、心身障害者福祉協会、新東京国際空港公団、生物系特定産業技術研究推進機構、石油公団、総合研究開発機構、地域振興整備公団、地方競馬全国協会、地方公務員災害補償基金、中小企業金融公庫、中小企業総合事業団、通関情報処理センター、通信・放送機構、帝都高速度交通営団、都市基盤整備公団、日本育英会、日本学術振興会、日本銀行、日本芸術文化振興会、日本下水道事業団、日本原子力研究所、日本小型自動車振興会、日本自転車振興会、日本障害者雇用促進協会、日本私立学校振興・共済事業団、日本政策投資銀行、日本船舶振興会、日本体育・学校健康センター、日本中央競馬会、日本鉄道建設公団、

日本道路公団、日本万国博覧会記念協会、日本貿易振興会、日本労働研究機構、年金資金運用基金、農業者年金基金、農水産業協同組合貯金保険機構、農畜産業振興事業団、農林漁業金融公庫、農林漁業信用基金、阪神高速道路公団、平和祈念事業特別基金、放送大学学園、北方領土問題対策協会、本州四国連絡橋公団、水資源開発公団、緑資源公団、野菜供給安定基金、預金保険機構、理化学研究所、労働福祉事業団

対象期間

平成 14 年 10 月 1 日（法施行日）から平成 15 年 3 月 31 日まで

調査の結果

1 開示請求の受付・処理状況

(1) 受付状況

法施行の初年度となった平成 14 年度（平成 14 年 10 月 1 日～平成 15 年 3 月 31 日）において、各独立行政法人等（法第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人、特殊法人及び認可法人をいう。以下同じ。）が受け付けた開示請求（郵送によるものを含む。）は、表 1 のとおり、5,567 件となっている。

開示請求は、本社等の情報公開窓口以外でも受け付けており、1,018 件（18.3%）が地方支社等の情報公開窓口での受付となっている。

表 1 開示請求の受付件数

（単位：件、%）

	計	受 付 件 数	
		本社等受	その他受
件 数	5,567	4,549	1,018
比 率	100	81.7	18.3

（注）1 「本社等受」は、本社等の窓口で受け付けたものをいい、「その他受」は、地方支社等、本社等窓口以外の窓口で受け付けられたものをいう（いずれも郵送によるものを含む）。

2 途中で取り下げられたものを含み、行政機関の長又は独立行政法人等から移送されたものは含まない。

(2) 処理状況

平成 14 年度において各独立行政法人等が処理すべき事案は、表 2 のとおり、平成 14 年 10 月 1 日以降、各独立行政法人等が自ら受け付けた開示請求事案 5,567 件と、事案の移送を受けた 8 件とを合わせた 5,575 件から、途中で取り下げられた 65 件及び事案を全部移送したものの 3 件を除いた 5,507 件となっている。

この 5,507 件の処理状況をみると、5,093 件（92.5%）は開示決定等がされて処理済となっており、残りの 414 件（7.5%）は平成 15 年度に処理が持ち越され、処理中となっている。

(注) 独立行政法人等への事案の移送は、法第 13 条の規定に基づき他の独立行政法人等から行われる場合と、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成 11 年法律第 42 号。以下「行政機関法」という。)第 12 条の 2 の規定に基づき行政機関の長(行政機関法第 17 条の規定に基づき権限の委任を受けた行政機関の職員を含む。以下同じ。)からも移送される場合とがあり、移送を受けた独立行政法人等において開示決定をしなければならないこととされている。

表 2 開示請求の処理状況

(単位：件、%)

	処理すべき事案					事案の処理状況	
	新規受付件数	移送受け件数	取下げ件数	全部移送件数	計	処理済件数	処理中件数 (次年度へ持ち越し)
件数	5,567	8	65	3	5,507	5,093	414
比率	-	-	-	-	100	92.5	7.5

(注)

1 本表は、独立行政法人等が自ら受け付けた開示請求事案及び他機関(行政機関の長又は他の独立行政法人等をいう。以下同じ。)から移送された開示請求の平成 15 年 3 月 31 日現在の処理状況を示している。

1 件の開示請求事案について、その一部について開示決定等を行っていても、残りの部分の開示決定等をしていない場合は、当該事案は「処理中件数(次年度へ持ち越し)」に計上している。

2 「全部移送件数」は、法第 12 条又は第 13 条の規定に基づき、開示請求事案の全部を他機関に移送したことで自ら開示決定等をする必要がなくなったもの(移送を受けた他機関において開示決定等をするもの)である。

他の独立行政法人等へ移送されたものは、当該移送を受けた独立行政法人等において「移送受件数」に計上され、行政機関の長へ移送されたものは、行政機関法の施行状況調査における当該移送を受けた行政機関の長の「移送受件数」に計上されている。

一方、事案の一部のみを他機関に移送した場合は、「全部移送件数」には計上せず、移送せずに自ら開示決定等をする部分についてその処理状況を処理区分に応じて計上している。なお、他の独立行政法人等に移送した部分については、移送を受けた独立行政法人等(複数の独立行政法人等に分割して移送した場合は、移送を受けた独立行政法人等)において「移送受件数」に計上されている。

このため、「移送受件数」と「全部移送件数」は一致しない。

3 「取下げ件数」は、開示請求を受け付けた後に、開示請求者から当該開示請求を取り下げる旨の申出があり、その結果、開示決定等をする必要がなくなったものをいう。なお、受付段階において情報提供を行ったことにより開示請求をしようとした者が開示請求を取りやめたものなど、受付がなされていないものは含まない。

2 開示決定等の状況

(1) 開示決定等の件数

独立行政法人等においては、平成 14 年度中に 4,600 件の開示決定等がされている。

このうち、開示決定又は部分開示決定がされたものは、表 3 のとおり、3,963 件（86.2％）となっており、不開示決定がされたものは、637 件（13.8％）となっている。

（注）開示決定等件数は、開示請求者への開示決定等通知の件数により計上している。開示請求のあった事案について分割して開示決定等をしているものや、関連する複数の事案をまとめて 1 件として開示決定等をしているものがあることから、表 3 の「開示決定等件数」と表 2 の「処理済件数」とは一致しない。

なお、全部開示又は部分開示の決定がされたものの中には、不開示情報が記載された法人文書ではあるが、公益上特に必要があるとして、独立行政法人等の裁量により開示されたもの（法第 7 条に基づく公益裁量開示）が 9 件含まれている。

表 3 開示決定等の件数

（単位：件、％）

区分	計	開示決定等件数				
		小計	開示決定及び部分開示決定			不開示決定
			開示決定	部分開示	うち、公益裁量開示	
件数	4,600	3,963	1,043	2,920	(9)	637
比率	100	86.2	22.7	63.5	(0.2)	13.8

（注）「うち、公益裁量開示」は、「開示決定」又は「部分開示決定」の内数である。

(2) 期限の遵守状況

独立行政法人等は、開示請求があったときは、開示請求があった日から 30 日以内に開示決定等をしなければならない（法第 10 条第 1 項）が、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、30 日以内に限り延長することができることとされている（法第 10 条第 2 項）。

平成 14 年度にされた開示決定等についてみると、表 4 のとおり、開示請求があった日から 30 日以内にされたものは 3,992 件、期限を延長する手続が採られ当該延長した期限（開示請求のあった日から 31 日以上 60 日以内）までにされたもの 314 件となっている。

なお、「その他」に分類されている 1 件は、期限を延長する手続が採られたものの、開示決定等の審査に予想以上の時間を要したために、延長した期限をさらに 1 週間超過した事例である。

表 4 延長手続の状況

（単位：件）

	30 日以内に開示決定等がされたもの	法第 10 条第 2 項による延長手続をとり、延長した期限までに開示決定等されたもの	その他	計
件数	3,992	314	1	4,307

(3) 開示決定等の期限の特例

開示請求に係る法人文書が著しく大量であるため、開示請求があった日から 60 日以内にそのすべてについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、開示決定等の期限の特例として、60 日以内に法人文書の相当の部分につき開示決定等をし、残りの法人文書については相当の期間内に開示決定等をすれば足りることとされている（法第 11 条）。

法第 11 条の規定を適用した事案に係る平成 14 年度における開示決定等の件数をみると、293 件となっている。

この 293 件について、開示請求があった日から開示決定等された日までの期間（補正に要した日数を除く。）をみると、表 5 のとおりとなっている。

表 5 法第 11 条の規定を適用した事案に係る処理日数別件数

（単位：件、％）

	法第 11 条の規定を適用した開示決定等件数	処理日数		
		60 日以内	90 日以内	半年以内
件 数	293	49	91	153
比 率	100	16.7	31.1	52.2

(4) 不開示理由

不開示決定及び部分開示決定の不開示部分について、不開示とした理由をみると、表 6 のとおり、開示請求に係る法人文書に記載されている情報が法第 5 条各号に規定する不開示情報に該当することによるもの、開示請求に係る法人文書の不存在によるもの、存否応答拒否（開示請求に係る法人文書の存否を答えるだけで不開示情報を開示することとなるため、存否そのものを明らかにせず拒否処分をすること）によるものの順となっている。

表 6 不開示理由の内訳

（単位：件、％）

	不開示情報に該当	法人文書不存在	存否応答拒否	（参考）不開示決定と部分開示決定の合計件数
件 数	3,037	574	16	3,557
比 率	85.4	16.1	0.4	100

（注）「比率」は、（参考）欄の「不開示決定と部分開示決定の合計」に対する割合であり、1 件の開示決定等で不開示理由の各区分に重複して該当するものがあるため、その合計は 100 にならない。

不開示情報に該当することを理由とするもの 3,037 件について、法第 5 条各号に規定する不開示情報のいずれに該当するかをみると、表 7 のとおり、個人に関する情報（第 1 号）を理由とするものが最も多く、次いで法人等に関する情報（第 2 号）を理由とするもの、事務又は事業に関する情報（第 4 号）を理由とするものの順に多くなっている。

また、存否応答拒否によるもの 16 件について、法人文書の存否を答えるだけで開示することとなる情報が法第 5 条各号のいずれに該当するかをみると、法人等に関する情報（第 2 号が）過半数を占めている。

表 7 不開示情報に該当することを理由とするもの及び存否応答拒否によるものの内訳

（単位：件、％）

不開示情報の区分	不開示情報に該当		存否応答拒否	
法第 5 条第 1 号 個人に関する情報	2,687	(88.5)	4	(25.0)
法第 5 条第 2 号 法人等に関する情報	823	(27.1)	11	(68.8)
法第 5 条第 3 号 審議、検討等に関する情報	85	(2.8)	0	(0.0)
法第 5 条第 4 号イ 国の安全等に関する情報	47	(1.5)	0	(0.0)
法第 5 条第 4 号ロ 公共の安全等に関する情報	90	(3.0)	0	(0.0)
法第 5 条第 4 号 事務又は事業に関する情報	544	(17.9)	4	(25.0)
（参考）不開示情報に該当することを理由とするもの及び存否応答拒否によるものの件数	3,037	(100)	16	(100)

（注）1 「法第 5 条第 4 号 事務又は事業に関する情報」は、法第 5 条 4 号に該当するもののうち、イ及びロを除いたものを計上している。

2 （ ）内の数値は、（参考）欄の「不開示情報に該当することを理由とするもの及び存否応答拒否によるものの件数」に対する比率を表しており、各号に重複して該当するものがあるため、合計は 100 にならない。

3 異議申立ての受付・処理状況

(1) 異議申立ての受付件数

独立行政法人等が行った開示決定等について不服がある者は、行政不服審査法に基づき異議申立てをすることができることとされており、同法に基づき、平成 15 年 3 月 31 日までに、47 件の異議申立てが行われている。

この 47 件の異議申立てを理由別にみると、表 8 のとおり、不開示決定（部分開示決定における不開示部分を含む。）に対しての当該決定を受けた開示請求者からの異議申立てが多く、39 件となっている。

一方、開示決定（部分開示決定における開示部分を含む。）に対しても、開示されることとなる法人文書に自己の情報が記載されている第三者からの異議申立てが 7 件みられるほか、開示決定を受けた開示請求者から、「開示決定された法人文書以外にも開示請求対象文書があるはずで、それを開示すべき（開示請求した文書と開示決定された文書が異なる）」とする異議申立てが 1 件みられる。

表 8 異議申立ての理由

(単位：件)

	開示請求者からの申立て	第三者からの申立て	計
不開示決定（部分開示決定の不開示部分を含む。）に対する申立て	- 不開示情報に該当することを理由とする不開示決定を不服とするもの 26 - 法人文書の不存在を理由とする不開示決定を不服とするもの 7 - 存否応答拒否による不開示決定を不服とするもの 6		39
開示決定（部分開示決定の開示部分を含む。）に対する申立て	開示決定された法人文書以外にも開示請求対象文書があるはずで、それを開示すべき（開示請求した文書と開示決定された文書が異なる）とするもの 1	開示することを不服とするもの 7	8
計	40	7	47

(2) 異議申立ての処理状況

開示決定等について行政不服審査法による異議申立てを受けた独立行政法人等は、原則として、情報公開審査会に諮問した上で、異議申立てに対する決定をすべきこととされている（法第 18 条）。

平成 14 年度において独立行政法人等が処理すべき異議申立て事案は、独立行政法人等が受け付けた 47 件のうち途中で取り下げられた 2 件を除く 45 件となっている。

この 45 件について、その処理状況をみると、表 9 のとおり、決定が行われ処理済となっているものは 3 件（6.7％）で、残りの 42 件（93.3％）は、情報公開審査会に諮問中の 13 件を含めて平成 15 年度に持ち越されている。

表 9 異議申立ての受付・処理状況

(単位：件、％)

	新規受付件数	取下げ件数	計	処理済件数	処理中件数 （次年度へ持ち越し）	処理方針、 諮問の要否 等検討中、 諮問の準備 中等	情報公開 審査会に 諮問中	情報公開 審査会の 答申後、 決定の準備 中
件数	47	2	45	3	42	29	13	0
比率	-	-	100	6.7	93.3	64.4	28.9	0.0

(3) 決定の状況

平成 14 年度に処理済とされた 3 件についてみると、表 10 のとおり、3 件とも異議申立てに理由があるとして、処分の異議申立てのあった部分の全部取消し又は変更をする決定を行っている。

表 10 異議申立てに対する決定の状況

(単位：件)

	申立て 棄 却	申立て 認 容	申 立 て 一部認容	却 下	計
情報公開審査会に諮問しないで決定を行ったもの	0	3	0	0	3
情報公開審査会に諮問し、答申を受けて決定を行ったもの	0	0	0	0	0
計	0	3	0	0	3

また、異議申立てを受けてから決定を行った日までの期間をみると、表 11 のとおり、3 件ともに 3 か月以内に処理がなされている。

表 11 異議申立ての受付から決定までの日数

(単位：件)

決定件数	3 か月以内	6 か月以内
3	3	0

(4) 情報公開審査会における審査状況

情報公開審査会における平成 14 年度の諮問・答申状況をみると、表 12 のとおり、平成 15 年 3 月 31 日までに 13 件の諮問を受けているが、未だ答申を行ったものはなく、すべて次年度への持ち越しとなっている。

表 12 情報公開審査会における審査状況

(単位：件)

	新規諮問	取下げ	計	答申	次年度に 持ち越し
件 数	13	0	13	0	13

4 情報公開に関する訴訟の状況

法に基づく開示決定等について、その取消しを求める訴訟は、表 13 のとおり、平成 14 年度に 1 件が地方裁判所に提起されているが、未だ判決は出されていない。

表 13 情報公開に関する訴訟の状況

(単位：件)

区分	提訴件数	判決等件数			係属件数
			判決	取下げ	
地方裁判所	1	0	0	0	1
高等裁判所	-	-	-	-	-
最高裁判所	-	-	-	-	-

5 手数料の減免

独立行政法人等は、法第 17 条第 3 項の規定に基づき、開示請求者の経済的困難その他特別の理由があると認められるときは、独立行政法人等の定めるところにより、手数料を減額し、又は免除することができることとされている。

すべての独立行政法人等において、この規定に基づく手数料の減額の定めを設けており、例えば、生活保護法に基づく扶助を受けている者等からの申請があれば、開示実施手数料の減免ができることとされているが、平成 14 年度においては、独立行政法人等に対する手数料の減免申請の実績はない。

資料 法人別内訳(PDF)

- 1 [開示請求の受付状況](#)
- 2 [開示請求事案の処理状況](#)
- 3 [開示決定等の内訳](#)
- 4 [開示決定等期限の延長状況](#)
- 5 [不開示理由](#)
- 6 [不開示情報の内訳](#)
- 7 [異議申立ての受付状況](#)
- 8 [異議申立て事案の処理状況](#)
- 9 [異議申立てに対する決定の状況](#)
- 10 [情報公開審査会の諮問・答申状況](#)
- 11 [情報公開法に関連する訴訟の提訴件数](#)